

用を増やすためにも時短闘争をというのがヨーロッパの運動の特徴。時短闘争を女性労働者自身のたたかいとして重視することが大切。第3に、女性が人間らしく生き、働きつづけるためのもう1つの土台は社会保障の問題。介護保険制度にもみられるように、日本は異常、極めて攻撃が厳しい。日本は異常ではあるが、女性は結構したたかにたたかっている。いま元気なのはパート労働者など非正規雇用労働者。8割が女性。厳しい攻撃が必然的につくりだしていると思う。また、男女差別は正のたたかいで、女性労働者は、「平和なくして平等なし」と安心して女性が働き続けられる社会をつくるという諸要求などと結びついて運動を前進させている。この日本の特徴を大事にしながら運動をつくっていくことがこれか

らの課題。第4に、全労連を大きくしていくことがどんなに大切かということも痛感した。第5に、国際連帯のなかで、最も大事なことは、それぞれの国で、それぞれの女性労働者が、今より一歩前に運動をすすめること、輪をひろげること、自分の国でのたたかいを強めることであると思う」と締めくくりました。

なお、全労連女性部は、このシンポジウムの内容を多くの人々に伝え、男女平等、労働時間短縮のたたかいを発展させたいと、事前に行われたプレ学習会とあわせてシンポジウムの報告集を作成しました。詳細はこれを参照してください。

(たなか ようこ・全労連女性部)

新農業基本法と日本の食料

真嶋 良孝

新農業基本法（食料・農業・農村基本法）が7月12日に国会を通過し、ただちに施行された。

21世紀を目前にして制定された新農基法に求められていたもの——それは、日本民族の生存条件を確保する課題の一つとして食料自給率向上を最優先目標にすること、また、その実現を保障する政策の枠組み——とくに価格保障や国境保護、後継者確保対策などを明示することのはずであった。

しかし、こういう国民的な課題や、そのための必須の政策目標に、基本的にノーの回答を示したのが新農基法である。

農民は歯を食いしばって頑張れ、消費者は“食い改めよ”

食料の「量」と「質」の両面で、自給率の向上が問われ、安全性が問われていることを背景に、新農基法の名称には「食料」が冠され、これを根拠に、新農基法が「自給率向上目標」を掲げたかのように描くむきもある。たしかに法第15条では、次のように政府が「食料・農業・農村基本計画」の中に「食料自給率の目標」を定めることになっている。

「食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする」

このうち傍点は国会で修正された部分である（修正は、この部分と、計画を定めた後に「国会に報告する」の2点だけ）。しかし、中川農相（当時）が「修正は政府案の範囲内のもの」と述べたように、気休め程度のもので、政府案の弱点を本質的に補正するものではない。問題は、その後である。

新農基法案づくりの過程で大問題になったのは①食料自給率向上の「目標」を明確に掲げるべきだという国民世論を反映した意見と、「目標」掲げるのはナンセンスだ、もっと下がっても一向にかまわないという財界代表の意見の対立、②これに関連して、食料自給率が世界でも最低水準に落ち込んだ原因は何かということであった。

自給率低下の原因について、農水省は次のように分析している。

「国がこれまで、食料自給率の低下に歯止めをかけるための各般の施策を講じてきているにもかかわらず

国際・国内動向

らず、食生活の変化、農地の減少、担い手の減少・高齢化、耕作放棄地の増加等々の様々要因が影響して食料自給率が低下してきているというのが実態である」(農水省「食料安全保障政策の推進について」98年7月22日＝食料・農業・農村基本問題調査会への提出資料)

要するに、政府は一生懸命、自給率を引き上げる努力をしてきたが、農家が農業生産に励まず、消費者が肉と油脂ばかり食べたがったために自給率が下がってきたというわけである。しかし、これほど白を黒と言いくるめる議論はない。そして、こういう“分析”にもとづいて、

「国だけでなく、農業者・消費者自身も…主体的・積極的に取り組まなければ食料自給率の向上は期し難いということについての認識が深まり、その上で食料自給率の目標を掲げることに国民的合意が形成されてはじめて、国及び農業者・消費者の行動指針あるいは努力目標として食料自給率の目標を設定することが意義あるものとなる」と述べている(前出文書)。

持って回った言い方だが、要するに、自給率を引き上げるためには①生産者は価格保障制度が全廃され、輸入が完全に自由化されても、歯を食いしばって農業生産を続けろ、②消費者は“食い改めよ”、③そうすると自給率は上がるかもしれないが、下がったとしても、それは政府の責任ではなく、国民の責任だ——というのである。

わずか1.5%増の「自給率向上目標」

こういう“処方箋”にもとづいて、9月から新しい審議会(食料・農業・農村政策審議会)で「基本計画」作りが始まったが、行方は知れている。

9月6日に開かれた第1回審議会では日本の自給率向上が「わがまま」だとか「海外の自給率が高いからといって、単純にわが国が高いところまでもっていけばいいという論理では非常に弱い」などという“ご高説”を唱えた「学識経験」委員もいる(同審議会議事録)。砂漠の国か極寒の国並みに低い日本の食料自給率を向上させることの、どこが「わがまま」だというのだろうか。

政府は審議会に具体的な目標数値を示していない

が、まともな目標を提起するつもりなどないことは、次の事情から明らかだろう。

①政府は98年6月、食料輸入が2年程度ストップした場合の“食料危機シュミレーション”を公表したが、その場合、日本国民の摂取可能なカロリーは1日1440kcal(現在2651kcal)で、現在、最も飢餓状態にあるエチオピア(1699kcal)よりも低く、アジア人男性の生命維持境界水準(1760kcal)を下回る。

②こういう悲惨な事態を想定しながら、政府がやっていることは、米の「関税化」(自由化)であり、米価は暴落にまかせ、外米輸入は“減反”しないで国産米を減反させ、そのうえ、「過剰」対策として国産米をエサ用に投げ売りさせるという政策である(1俵＝60kg、17,000円台の米を600～900円で)。

③それでも国民の手前、「自給率向上」のアリバイ作りをしなければならないという思惑から、小麦・大豆・飼料作物の“増産”で、食料自給率(カロリーベース)がわずか1.5ポイント上がるだけという試算を示したことがある(この試算は、あまりに無残なためか、98年12月に自民党にこっそり示しただけだが)。もっとも消費者の“食い改め”で4ポイント上がるとも試算しているが、この試算の検討過程では“輸入食品はムダを省き、国産の農産物はムダ・廃棄を多くしよう”という類のバカげた議論まで行われている。

これは、異常に低い食料自給率を大幅に向上させる姿勢も能力もないことを自認したものにほかならない。そのうえで、新農基法は“食料有事体制”をやたらに強調しているが、これは、ネクラで無責任のきわみではないだろうか。

21世紀は価格保障のない時代に

以上が一番焦点になっている食料自給率「目標」それ自体の問題だが、現実には食料自給率を引き上げるためには、現在、基本的に自給を達成している米などの生産をしっかりと維持するとともに、自給率が異常に低い麦や大豆、飼料穀物の大幅な増産がどうしても必要である。そのための政策の枠組みは、最初に述べたように、価格保障や国境措置、後継者確保対策、条件不利地域対策など広範囲にわたる。

新農基法は、これにどう応えているのか。

国境措置については、WTO 農業協定が認めているセーフガード（緊急輸入制限）類似条項の前に、わざわざ「安定的な輸入を確保するために必要な施策を講ずる」（第18条）ことをうたって、WTO の“しもべ”たる新農基法の面目を発揮している。

さらに新農基法のもっとも重要な特徴は価格保障の廃止である。旧農業基本法は「国は、重要な農産物について、農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正する施策の重要な一環として、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を参酌して、その価格の安定を図るため必要な施策を講ずるものとする」（第11条）と規定し、この条文を根拠に、1960年代から70年代にかけて、大豆、牛乳、てん菜・砂糖キビ、食肉、野菜などの価格保障制度が制定された。

これは、気象や自然条件に左右され、独占資本が供給する生産・生活資材との不等価交換を余儀なくされる農業の「不利を補正」するために、国家が価格保障を行うという資本主義国では当たり前の原則をうたったものである。もちろん、この原則が“絵に描いたモチ”の類に成り下がったことは、生産者米価をはじめとする保障価格が20数年前の水準に引き下げられていること一つとっても明白である。

これまで、いわば“解釈改悪”によって価格保障を放棄してきた自民党政府が、今度は次のように公然と“明文改悪”に乗り出したのである。

「国は……農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう、必要な施策を講ずるものとする」（第30条）

ここでは、生産費を償うことがまったく度外視され、かわりに「需給事情及び品質評価」だけが農産物価格形成の基準になっていることが特徴的である。「需給事情及び品質評価」の「適切な反映」とは、少しでも農産物が「過剰」になれば買いたたき、さらに「品質」に言いがかりをつけて買いたたくという独占資本の流通支配に農産物価格の形成をゆだねる

ことであり、単純粗暴な「市場原理」主義の宣言である。

また、そのために講じられる「必要な施策」は、将来の問題ではなく、生産者米価（自主流通米価格）への全面的な市場原理の導入に引き続き、麦の価格保障はずしが動きだし、牛乳（加工原料乳）や大豆・ナタネ、砂糖（てん菜・砂糖きび）の価格保障廃止法案が来年の通常国会に提出される。

「価格保障から直接所得補償へ。これが世界の流れだ」というのが、政府の価格保障廃止の口実だが、EU（欧州連合）は「万が一に備えて最低限の価格保障制度は維持していく。それをなくしてしまうのは愚かなことだ」（ルグラ農業局長）と、21世紀も現在の制度を存続させることを明らかにしている。基本的に食料自給を達成したヨーロッパがこういう基本方針をとり、一方、食料自給率が異常に低い日本が、食料増産の要の政策ともいべき価格保障を次々に廃止する——その逆立ちぶりは明瞭である。

新農基法がねらうものは、アメリカとWTOの外圧を取り込みながら、大資本の農地・農業支配に向けた規制緩和（株式会社の農地所有の容認）に踏み込んで、家族経営による食料の安定的な供給を支柱にした戦後農政を解体することである。食料自給率の向上は、21世紀に向けて日本民族の生存条件を確保するうえで最優先の課題であり、こういう方向に絶対に未来はない。

“メイドインWTO”の基本法ではなく、WTO協定の改定と農業・食料主権の回復に役立つ基本法へ——私たちは、日本の食と農をアメリカと財界の意のままに決定的に危機に追いやるという路線が必ず破綻することを確認し、全労連をはじめとする“食と農の再生をめざす統一戦線”＝全国食健連の皆さんと手をたずさえ、国民的共同を求めて、いっそう奮闘する決意である。

（ましま よしたか・農民運動全国連合会事務局次長）